

## 議案第19号

### 関西広域連合規約の変更に関する協議について

次のとおり関西広域連合規約の一部を変更することに関し協議することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年11月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

関西広域連合規約の一部を改正する規約（案）

関西広域連合規約（平成22年12月1日総行市第250号総務大臣許可）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

(1)・(2) 略

(3) 観光、文化及びスポーツの振興に関する事務のうち、次に掲げるもの

ア 通訳案内士法（昭和24年法律第210号）に規定する全国通訳案内士及び地域通訳案内士（広域連合の区域をその業務区域に含むものに限る。）に係る登録等に関する事務のうち、同法第19条から第27条まで（同法第57条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第33条（第1項を除く。）及び第34条（同法第59条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第54条（第4項を除く。）並びに第55条に規定する事務

イ 略

ウ 略

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

(1)・(2) 略

(3) 観光、文化及びスポーツの振興に関する事務のうち、次に掲げるもの

ア 通訳案内士法（昭和24年法律第210号）に規定する通訳案内士に係る登録等に関する事務のうち、同法第19条から第27条まで及び第32条（第1項を除く。）から第34条までに規定する事務

イ 略

ウ 法に規定する地域限定通訳案内士に係る試験及び登録に関する事務のうち、法第14条（第1項を除く。）から第20条まで（法第24条で準用する場合を含む。）に規定する事務

エ 略

エ 略

オ 略

カ 略

キ 略

(4)～(6) 略

(7) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する准看護師、調理師法（昭和33年法律第147号）に規定する調理師及び製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）に規定する製菓衛生師に係る試験及び免許に関する事務のうち次に掲げるもの並びに毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項に規定する試験に関する事務

ア～ウ 略

(8)・(9) 略

2 前項各号に掲げる事務のうち、同項第1号ア（同項第4号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）及び第4号から第8号までに掲げる事務にあつては奈良県に係る

オ 略

カ 略

キ 略

ク 略

(4)～(6) 略

(7) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する准看護師、調理師法（昭和33年法律第147号）に規定する調理師及び製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）に規定する製菓衛生師に係る試験及び免許に関する事務のうち、次に掲げるもの

ア～ウ 略

(8)・(9) 略

2 前項各号に掲げる事務のうち、同項第1号ア（同項第4号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）及び第4号から第8号までに掲げる事務にあつては奈良県に係る

ものを、同項第1号ア（同項第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）、第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務にあつては鳥取県に係るものを、同項第3号（ア及びイに係る事務に限る。）、第5号（ア及びイに係る事務に限る。）及び第7号に掲げる事務にあつては構成指定都市に係るものを除くものとする。

3 略

別表（第20条関係）

経費の区分		負担する構成団体	負担割合
略			
事業費	略		
	第4条第1項第3号 <u>ア及びイ</u> に規定する事務に係る経費	略	
	第4条第1項第3号 <u>ウからキ</u> までに規定する事務に係る経費	略	
略			

ものを、同項第1号ア（同項第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）、第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務にあつては鳥取県に係るものを、同項第3号（アからウまでに係る事務に限る。）、第5号（ア及びイに係る事務に限る。）及び第7号に掲げる事務にあつては構成指定都市に係るものを除くものとする。

3 略

別表（第20条関係）

経費の区分		負担する構成団体	負担割合
略			
事業費	略		
	第4条第1項第3号 <u>アからウ</u> までに規定する事務に係る経費	略	
	第4条第1項第3号 <u>エからク</u> までに規定する事務に係る経費	略	
略			

備考 略

備考 略

附則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項第3号及び第2項並びに別表の改正規定並びに次項の規定は、総務大臣の許可のあった日から施行する。

(経過措置)

- 2 関西広域連合は、この規約の施行の日前においても、改正後の関西広域連合規約第4条第1項第7号に掲げる事務（同号アからウまでに掲げる事務を除く。）の実施に必要な準備行為をすることができる。